

## 2 法令等遵守に係る取組の推進

### (1) 国家公務員倫理法等に係る取組の推進

勸 告	説明図表番号
<p>国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程は、幹部職員を中心に深刻な不祥事が続発し、厳しい社会的批判を招いたことを背景として、国家公務員の職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止することにより、公務に対する国民の信頼を確保することを目的に制定され、平成 12 年 4 月から施行されている。</p> <p>また、防衛省については、職員の大部分が国家公務員倫理法の適用を受けない特別職の職員であることから、これらの者を対象として、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程とおおむね内容を同一とする自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程が制定され、平成 12 年 4 月から施行されている（以下、国家公務員倫理法及び自衛隊員倫理法を合わせて「倫理法」と、国家公務員倫理規程及び自衛隊員倫理規程を合わせて「倫理規程」という。）。</p>	表 2-(1)-①
<p>倫理法・倫理規程の制定以降における倫理法又は同法に基づく命令に違反し、処分等を受けた職員の数をみると、増加傾向にあり、特に近年においては、元防衛事務次官による自衛隊員倫理規程等違反事案や多数の職員が公費によるタクシー利用に際して金品等の提供を受け、国家公務員倫理法等に違反していた事案等が相次いで発覚し、国家公務員の倫理感について再び厳しい社会的批判を招いている。</p>	表 2-(1)-②
<p>今回、全 16 府省の本府省等 33 機関における職員の職務に係る倫理の保持に関する措置の実施状況について調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p><b>ア 倫理に係る周知・啓発、研修</b></p>	
<p><b>(7) 研修の取組状況</b></p>	
<p>国家公務員倫理規程第 14 条第 5 号において、各省各庁の長の責務として、研修その他の施策により、当該各省各庁に属する職員の倫理感の醸成及び保持に努めることと規定されている（自衛隊員倫理規程も同旨を規定。）。</p>	
<p>また、国家公務員倫理審査会は、「職員の職務に係る倫理の保持のために特に留意すべき事項について」（平成 18 年 11 月 20 日付け倫参-58 国家公務員倫理審査会会長通知）において、職員に対して国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に関する研修・説明会等の受講機会を幅広く提供するなど、国家公務員倫理法等の周知徹底に取り組むことを、また、「職員の職務に係る倫理の保持について」（平成 20 年 7 月 11 日付け倫参-52 国家公務員倫理審査会会長通知）において、倫理研修等の充実に一層努めることをそれぞれ各府省に求めている。</p>	表 2-(1)-③
<p>しかし、平成 18 年度における、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関の官房部門や研修機関が、主に本府省等の職員を対象に部局横断的に実施した倫理に係る研修（注）の状況をみると、2 府省 3 機関は、新たに当該機関</p>	表 2-(1)-④

の職員になった者にしか研修を実施しておらず、研修の受講機会が十分に確保されていない状況がみられた。

なお、このうち1府省2機関は、平成20年度の不祥事の発生を受けて、同年度から新たに全職員を対象とした倫理に係る研修を実施しており、来年度以降も継続していくこととしている。

(注)「研修」には、研修の年度計画に基づいて実施された研修のほか、適時に職員に対して講義等を行ったもの等を含む。

#### (4) 遵守事項の浸透度の把握状況

職員に対して、倫理に係る遵守事項を十分浸透させるためには、定期的に研修の受講機会を設け、継続して周知・啓発を行うとともに、現在実施している取組により、各職員に遵守事項が十分に浸透しているかについても定期的に確認を行い、その結果を周知・啓発、研修に反映させて、実施方法や内容を不断に見直していくことが重要である。

しかし、調査した全16府省の本府省等33機関において、職員を対象に自己点検（セルフチェックシート）やアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめ、職員への遵守事項の浸透度を把握した上で、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている例は、3府省5機関にとどまっている。

表2-(1)-⑤

#### イ 贈与等報告制度

本省課長補佐級以上の職員は、国家公務員倫理法第6条に基づき、①事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与や供応接待を受けたとき又は②事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払を受けたときは、その価額が1件につき5,000円を超える場合、四半期ごとに各省各庁の長等に贈与等報告書を提出しなければならないとされている（自衛隊員倫理法も同旨を規定。）。

表2-(1)-⑥

さらに、国家公務員倫理法第9条において、それらの価額が1件につき2万円を超えるものについては、原則として何人も贈与等報告書の閲覧を請求することが可能とされており、これを受け、国家公務員倫理規程第14条第2号において、各省各庁の長の責務として、贈与等報告書の閲覧のための体制の整備を行うことと規定されている（自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程も同旨を規定。）。

各府省の贈与等報告書の提出状況等をみると、次のような状況がみられた。

#### (7) 贈与等報告書の提出状況

倫理法に基づき贈与等報告書を四半期ごとに適正に提出するためには、報告を行う職員本人が制度を十分に理解し、適切に自己申告することが必要である。このため、報告対象となる贈与等について、漏れなく適時に報告されるよう、各府省においては、対象となる職員に対して、制度についての十分な周知を行うとともに、国家公務員倫理審査会も求めているとお

表2-(1)-③

<p>り、報告書の提出時期に、対象職員や事務担当者に対して注意喚起を行うことが必要である。</p> <p>しかしながら、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関のうち 1 機関は、今回の調査を行うまで、贈与等報告書の提出実績が少ないことなどを理由として提出時期ごとに注意喚起を行っていなかった。</p> <p>また、全 16 府省（各地方支分部局等も含む。）における贈与等報告書の提出状況をみると、平成 16 年度から 18 年度の間において、提出すべき時期に提出されなかったものが 15 府省で 231 件（平成 16 年度 54 件、17 年度 105 件及び 18 年度 72 件）ある。これらの主な理由をみると、報告対象職員・事務担当者の失念又は制度の理解不足等となっている。</p>	<p>(再掲)</p> <p>表 2-(1)-⑦</p>
<p><b>(4) 贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等</b></p> <p>調査した全 16 府省の本府省等 33 機関における贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等をみると、次のような状況がみられた。</p> <p>i) 2 府省 3 機関は、閲覧場所、閲覧時間や閲覧手続等に係る規程等を策定していない。これらの機関は、閲覧請求があった場合には、贈与等報告書を保存している部署で対応するとしているが、当該対応部署や閲覧時間等をホームページに掲載するなどの積極的な周知は行われていない。</p> <p>ii) 残りの 16 府省 30 機関は、閲覧場所、閲覧時間や閲覧手続等に関する規程等を定めており、そのうち 8 府省 11 機関は、閲覧希望者の利便のため、当該閲覧場所や閲覧時間等についてホームページに掲載している。</p>	<p>表 2-(1)-⑧</p>
<p><b>ウ 倫理の保持のための内部通報制度</b></p> <p>国家公務員倫理審査会は、公益通報者保護法の成立を踏まえ、職員の倫理の保持のためには、国家公務員倫理法等違反のおそれのある行為を知った職員が安心して当該情報を通報できる体制を整備することが重要であるとの観点から、各府省に倫理の保持のための通報制度の整備を求めており、整備する際の基本的な留意事項として、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」（平成 17 年 3 月 31 日付け倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知）を発出している。</p> <p>各府省の倫理の保持のための内部通報制度の整備状況をみると、次のような状況がみられた。</p>	<p>表 2-(1)-⑨</p>
<p><b>(7) 通報窓口の設置状況</b></p> <p>倫理に係る内部通報の受付窓口の設置状況をみると、調査した全 16 府省の本府省等 33 機関のうち、16 府省 29 機関は内部通報窓口を設置している。そのうち 15 府省 25 機関は公益通報者保護法に基づく内部通報窓口、又は同法に基づく内部通報を含む内部通報窓口で通報を受け付けており、2 府省 4 機関は苦情相談窓口で通報を受け付けている。</p> <p>しかし、3 府省 4 機関は内部通報窓口を設置していない。</p> <p><b>(4) 受付・処理に係る規程の整備状況</b></p>	<p>表 2-(1)-⑩</p>

国家公務員倫理審査会は、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成18年7月21日付け倫参-34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）を发出し、各府省が整備している通報制度について、各府省の実情や今後の運用状況を踏まえ、特に配慮を求める事項として、i) 通報手段については、電子メール、郵便又はファクシミリに限定せず、電話、面談等多様な手段を認めること、ii) 匿名による通報も受け付けることとし、提供された情報の範囲で可能な対応をすること、iii) 通報内容、処理結果を倫理監督官に必ず報告させること、を示している。

内部通報窓口を設置している16府省29機関のうち、国家公務員倫理審査会の所管外である防衛省を除く15府省28機関における通報の受付・処理に係る規程をみると、次のとおり、国家公務員倫理審査会の通知の内容に対応できておらず、職員が安心して通報することができる体制を整備し、適切な運用を図る観点からみて、通報の受付・処理の仕組みが不十分な例がみられた。

i) 通報手段

7府省10機関は、規程上、通報手段について規定していない。なお、このうち5府省7機関は、職員への通報制度の周知文書等に通報手段を記載しているが、そのうち2府省4機関は、電話及び面談を通報手段として記載していない。

また、通報手段について規定している10府省18機関のうち、6府省8機関は、電話又は面談を通報手段として規定していない。

ii) 匿名による通報の取扱い

9府省12機関は、匿名による通報の取扱いについて規定しているが、うち2府省2機関は、匿名による通報を受理しないこととしている。

また、1機関は、事務連絡により匿名による通報を認めない旨周知しており、その他の7府省15機関は、規程上、匿名による通報の取扱いについて規定していないため、匿名による通報の取扱いが明確にされていない。

iii) 倫理監督官に対する通報内容、処理結果の報告

2府省2機関は、通報内容及び処理結果について、倫理監督官に報告する旨規定している。しかし、5府省8機関は通報内容又は処理結果のどちらか一方についてのみ、倫理監督官や各省各庁の長に報告する旨の規定や社会的影響の大きい案件などについて報告する旨の規定となっている。その他の9府省18機関は倫理監督官への報告に係る規定を設けておらず、内部通報窓口へ寄せられた倫理に係る通報について、通報内容や処理結果を倫理監督官に報告することが明確にされていない。

また、国家公務員倫理審査会の所管外である防衛省においては、平成19年9月から公益通報者保護法に基づく内部通報窓口において倫理に係る内部通報を受け付けることとしており、その規程をみると、i) 電話及び面

表2-(1)-⑪

表2-(1)-⑫

談を通報手段として規定していない、ii) 匿名による通報の取扱いについて規定していない、iii) 通報のあった事案について、その調査結果のみを防衛大臣に対して報告する旨の規定となっている、など内部通報制度の仕組みに不十分な点がみられる。

したがって、関係府省は、職員の職務に係る倫理の一層の保持及び職員が倫理法等に違反した疑いのある事案の早期発見等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 職員に対して定期的に研修の受講機会を与え、倫理に係る遵守事項の浸透を図ること。(環境省)

また、倫理に係る遵守事項の浸透度の定期的な把握及び当該結果の活用により、周知・啓発、研修の実施方法や内容を見直すこと。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)

② 贈与等報告制度について、

i) 贈与等報告書の提出対象となる職員や事務担当者に対し、継続して、報告制度の趣旨や手続を周知徹底し、贈与等報告書の提出漏れの防止に一層努めること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

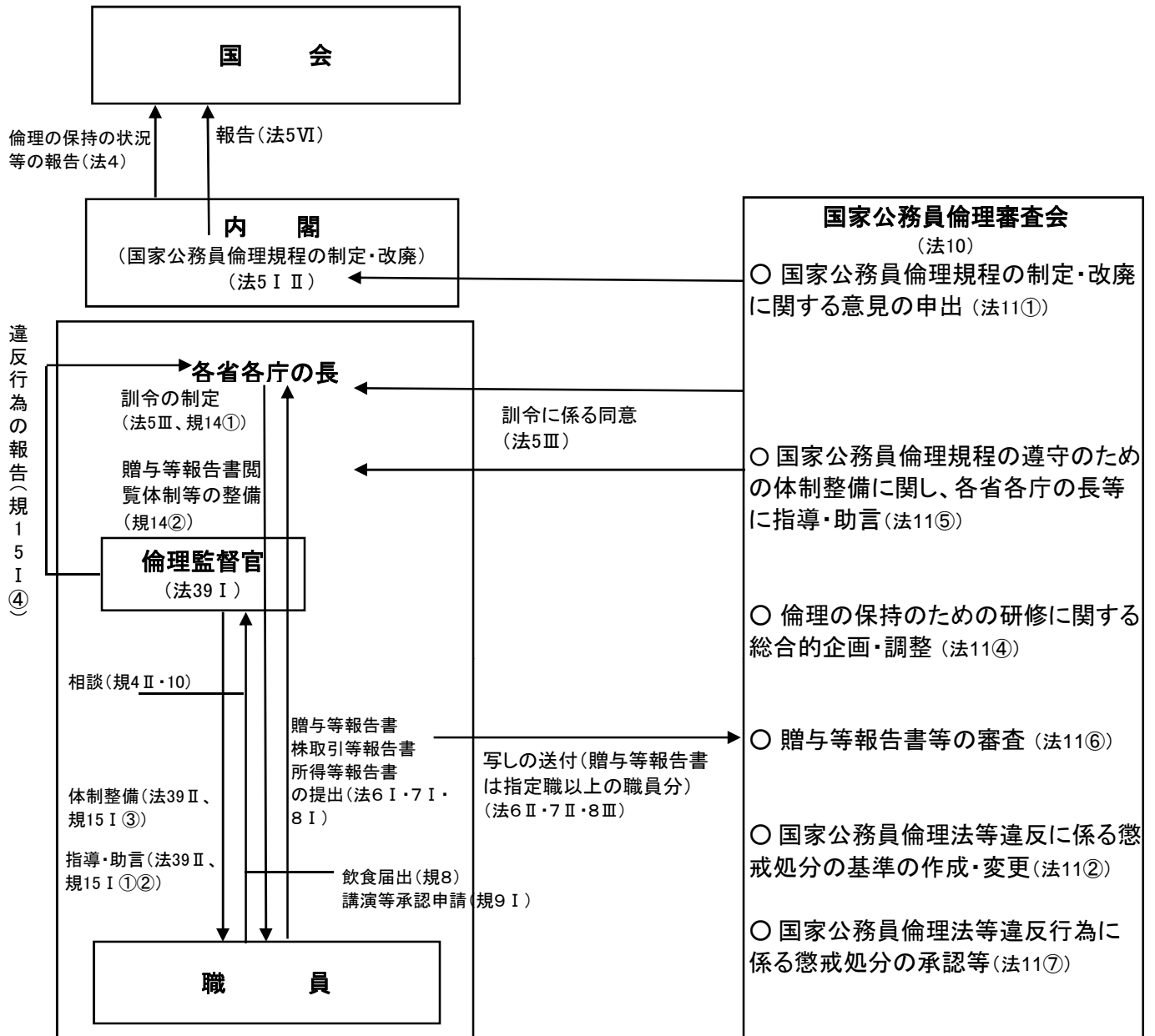
ii) 贈与等報告書の閲覧体制を整備するとともに、贈与等報告書の閲覧場所や閲覧時間などの必要な事項について、ホームページに掲載するなどにより周知を図ること。(内閣府、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

③ 倫理の保持のための内部通報制度について、

i) 内部通報窓口を設置していない機関にあつては、ii) の内容も踏まえ、内部通報制度を整備すること。(法務省、文部科学省)

ii) 内部通報窓口を設置している機関にあつては、①電話・面談による通報を認め、これらを含む通報手段について、⑩匿名による通報を受け付けることについて、それぞれ規程に明示し、職員に周知すること。また、倫理監督官に対し、通報内容及び処理結果を報告する仕組みを規程上明確にすること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

表2-(1)-① 国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の概要



- (注) 1 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に基づき当省が作成した。  
 2 本表において、「法」とは国家公務員倫理法、「規」とは国家公務員倫理規程を表す。  
 3 各省各庁の長とは、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官及び警察庁長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう(法5 III)。  
 4 倫理監督官は、その属する行政機関等の職員に、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に定めるその職務の一部を行わせることができる(規15 II)こととされている。

表2-1)-② 倫理法又は同法に基づく命令違反に係る懲戒処分等の状況

1 倫理法等に係る懲戒処分等が行われた人数の推移（平成12年度～19年度）

(人)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
懲戒処分	2	6	13	11	19	115	26	86
矯正措置	15	9	17	9	26	108	28	84
合計	17	15	30	20	45	223	54	170

- (注) 1 「人事院年次報告書」（平成18・19年度）及び「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成12年度～19年度）に基づき当省が作成した。  
 2 「矯正措置」とは、各府省の内規による訓告、嚴重注意等の措置をいう。  
 3 平成17年度は厚生労働省及び社会保険庁において多数の職員に対して処分等が行われたため、多くなっているものである。

2 倫理法等に係る懲戒処分等が行われた人数の内訳（平成12年度～18年度）

(人)

府省名	懲戒処分	懲戒処分の内訳				矯正措置	合計
		免職	停職	減給	戒告		
厚生労働省	89	13	9	17	50	69	158
社会保険庁	42	4	1	8	29	38	80
国税庁	18	1	3	5	9	26	44
国土交通省	11	7	1	1	2	33	44
経済産業省	4	0	0	2	2	16	20
内閣府	4	1	0	1	2	9	13
法務省	8	4	1	2	1	4	12
農林水産省	3	1	0	1	1	5	8
文部科学省	3	0	1	1	1	4	7
外務省	1	0	0	1	0	3	4
資源エネルギー庁	1	1	0	0	0	2	3
防衛省（旧防衛庁・旧防衛施設庁）	2	0	1	1	0	1	3
財務省	2	1	0	0	1	0	2
海上保安庁	1	0	0	1	0	1	2
会計検査院	1	0	1	0	0	0	1
金融庁	0	0	0	0	0	1	1
総務省	1	0	0	0	1	0	1
気象庁	1	0	0	1	0	0	1
合計	192	33	18	42	99	212	404

- (注) 「人事院年次報告書」（平成18年度）及び「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」（平成12年度～18年度）に基づき当省が作成した。

3 懲戒処分等が行われた事案の国家公務員倫理法等の適用条項（平成12年度～18年度）

適用条項	人数（人）
利害関係者からの贈与（規3 I ①）	135
利害関係者からの無償の役務提供（規3 I ④）	102
利害関係者以外の事業者からの贈与等（規5 I）	99
利害関係者と共に飲食（旧規3 I ⑦）	98
利害関係者からの供応接待等（規3 I ⑥）	63
利害関係者と共に遊技、ゴルフ（規3 I ⑦、旧規3 I ⑧）	17
利害関係者と共に旅行（規3 I ⑧・旧規3 I ⑨）	8
利害関係者からの金銭の貸付け（規3 I ②）	6
各種報告書等の未提出等（法6～8）	6
つけ回し（規5 II）	3
倫理監督官未承認の講演等（規9 I・旧規6 I）	1

- (注) 1 「人事院年次報告書」（平成18年度）による。  
 2 「適用条項」欄の「旧」は平成17年政令第41号による改正前の国家公務員倫理規程の条項。  
 3 防衛省における懲戒処分等については含まれていない。  
 4 複数の適用条項に該当する行為を行った者がいるため、本表の人数の合計は上表2の人数と一致しない。

表2-1-③ 国家公務員倫理審査会から倫理に関する研修等に関して発出された通知

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のために特に留意すべき事項について」（平成18年11月20日付け倫参-58 国家公務員倫理審査会会長通知） <抜粋>

1 国家公務員倫理法・倫理規程の周知徹底

以下の点に留意して、倫理法・倫理規程の周知徹底に取り組むこと。

- (1) 倫理審査会作成のビデオ「あなたならどうする～倫理的行動のススメ～」(平成17年11月作成)の視聴の状況が必ずしも十分でないので(別紙表1参照)、職員に対して、当該ビデオを視聴するよう奨励すること。
- (2) 倫理審査会作成の「倫理法・倫理規程セルフチェックシート基礎編・応用編」(平成18年6月作成)の利用の状況が必ずしも十分でないので(別紙表2参照)、職員に対して、当該セルフチェックシートを利用するよう奨励すること。
- (3) 倫理法・倫理規程に関する研修・説明会等への参加の状況が必ずしも十分でないので(別紙表3参照)、職員に対して、倫理法・倫理規程に関する研修・説明会等の機会を幅広く提供すること。
- (4) 平成17年4月の倫理規程の一部改正の内容の認知の状況が必ずしも十分でないので(別紙表4参照)、職員に対して、当該改正の内容について改めて周知すること。
- (5) (略)

2 (略)

3 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の適正な提出・審査の推進

以下の点に留意して報告書の適正な提出・審査を推進すること。

- (1) 報告書の提出が必要な職員の業務多忙、制度の理解不足による提出漏れ及び事務担当者(各機関・各組織において、報告書の提出が必要な職員から直接報告書を受領する等の業務を行う庶務担当者を含む。以下同じ。)の失念による事務の遅延が散見されるので、報告制度の対象職員及び事務担当者に対して、報告書の提出時期において、提出漏れや事務の遅延がないようその都度注意喚起を行うこと。
- (2) 報告書の提出期日の記載漏れや捺印漏れ、贈与等報告書の利害関係の有無の記載漏れ、株取引等報告書の株取引日に約定日を記載すべきところを受渡日を記載したり、株取引等の対価の額に手数料を含まない額を記載すべきところを手数料を含めた額を記載する等の記載誤りが散見されるので、報告制度の対象職員及び事務担当者に対して、報告書の正確な記載の徹底について指導すること。

4 (略)

5 内部通報制度の充実

「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」(平成17年3月31日倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知)に基づき内部通報制度の整備がなされているところで



あるが、「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成18年7月21日倫参-34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）も踏まえ、更に職員が安心して当該制度を利用できる環境の整備に努めること。

○ 「職員の職務に係る倫理の保持について」（平成20年7月11日付け倫参-52 国家公務員倫理審査会会長通知）＜抜粋＞

多くの府省の職員が利用したタクシーの運転手から金品等を受領し、倫理法等違反により処分されるという事態が発生するなど、現在、公務に対する国民の信頼が大きく揺らいでいる状況にあります。

各府省におかれては、この状況を厳しく受け止め、このような不祥事の再発を防止し、公務に対する国民の信頼を回復するため、下記の事項に留意するなど、職員の倫理意識の涵養、倫理感の高い組織風土の醸成により一層意を用いて、職員の職務に係る倫理の保持を徹底するようお願いいたします。

（略）

記

1 倫理研修等を通じた倫理意識の高揚

倫理研修等の充実により一層努めるとともに、職員の倫理意識の高揚を図るため、倫理研修等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

- （1）国家公務員倫理規程の倫理行動規準にも言及し、職員に対して同規準を遵守し、行動するよう指導すること。
- （2）倫理審査会が実施する市民モニターに対するアンケート調査の結果等も活用し、職員に対して国民の国家公務員に対する厳しい意見等を認識させるよう努めること。（略）

2 倫理事務担当者への相談の周知徹底

自らが行う行為が国家公務員倫理規程の禁止行為に該当するかどうかの判断に迷う場合には、その行為を行う前に、倫理事務担当者に相談するよう周知徹底すること。

表2-1-④ 本府省等の職員に対する倫理に係る研修の実施状況（平成18年度）

府省名	職員全体を対象とした研修	階層別研修					備考
		新規採用者	一般職員	本府省等係長級	本府省等課長補佐級	本府省等課室長級	
内閣府	—	●	—	—※	—	—	※ 平成19年度から新任監督者研修（係長級）を設け、当該研修において倫理に係る講義を実施。
宮内庁	—	●	—※	●	—	—	※ 隔年で実施している中堅係員研修において、倫理に係る講義を実施。
公正取引委員会	—	●	—	●	●	—※	※ 平成19年度から管理職研修（課室長級）において、倫理に係る講義を実施。
国家公安委員会（警察庁）	—	●	●	●	●	—※	※ 組織管理者研修において倫理に係る講義を実施（平成18年度は対象者がいなかったもの。）。
金融庁	公務員倫理研修（原則として全職員対象）	●	—	—	—	—	その他、転入職員等を対象とした転入職員研修（年4回実施）において倫理に係る講義を実施。
総務省	—	●	—	●	●	—	
公害等調整委員会	—	総務省の実施する研修を受講					
消防庁	—	総務省の実施する研修を受講					
法務省	—	採用部局等により研修体系が異なる					
公安審査委員会	—	法務省の実施する研修を受講					
公安調査庁	—	●	●	—	● (公安調査局課長等昇任予定者)	● (公安調査局部長等昇任予定者)	
外務省	—	●	—	—	—	—	その他、庶務業務研修（年1回実施。平成18年度は未実施）及び在外公館赴任予定者（管理職）を対象とした在外赴任前研修（年4回実施）において倫理に係る講義を実施。
財務省	—	●	—※	—※	—※	—	※ 各種実務研修において倫理に係る講義を実施。
国税庁	予防講話（課長補佐以下の全職員対象）	●	—	—	—	—	
文部科学省	—	●	—	—	—	—	平成20年度から新たに全職員を対象とした倫理に係る研修を実施しており、来年度以降も継続していくこととしている。
文化庁	—	文部科学省の実施する研修を受講					
厚生労働省	—	●	●	●	●	—	
中央労働委員会	—	厚生労働省の実施する研修を受講					
社会保険庁	社会保険庁国家公務員倫理研修（原則として全職員対象）	●	●	●	●	—	
農林水産省	独自に設けた職員倫理啓発週間等において倫理に係る研修を実施（原則として全職員）	●	—	●	●	—	
林野庁		●	—	●	—	—	
水産庁		●	—	農林水産省の実施する研修を受講		—	
経済産業省	—	●	●※	●	●	●	※ I・II種（2年目）・III種（3年目）とII種（5年目）・III種（9年目）を対象に、それぞれ中堅係員向け研修を実施。
資源エネルギー庁	—	経済産業省の実施する研修を受講					
特許庁	—	●	● (事務系職員)	●	—	—	
中小企業庁	—	経済産業省の実施する研修を受講					
国土交通省	—	●	●	●	●	—	
船員労働委員会	—	国土交通大学校の実施する研修を受講					
気象庁	—	—※1	● (技術系職員)	—	● (管理監督の職への昇任予定者)	—	※1 新規採用者は人事院が実施する研修を受講。 ※2 その他、気象大学校が実施する各種専門別研修において倫理に係る講義を実施。
海上保安庁	—	●	●	●	● (管区本部課長級昇任予定者)	● (海上保安部長等昇任予定者)	係長級以上の研修はいずれも選抜制。
海難審判庁	—	—※1	—※2	●	—※3	—	※1 新規採用者は各配属先で研修を受講。 ※2 一般職員を対象とした書記・調査事務官（初級）研修（おおむね3年ごとに開催）において倫理に係る講義を実施。 ※3 課長補佐級を対象とした書記・調査事務官（上級）研修（おおむね3年ごとに開催）において倫理に係る講義を実施。
環境省	—	●	—	—	—	—	その他、環境省に outward して1年未満の職員を対象とした環境行政基本研修において倫理に係る講義を実施。
防衛省	自衛隊員倫理に関する教育（平成18年度は行政職俸給表（一）4級相当以上の全職員対象）	●	●※	●	●	—	※ 行政職俸給表（一）2級の者を対象に中級研修を実施。一般職員以上の研修はいずれも選抜制。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表では、本府省等が主に本府省等の職員を対象として、各部局の職員に共通して行われているものを調査対象としており、部局等が独自に行っているものは取り上げていない。

表 2-(1)-⑤ 倫理法・倫理規程の職員への浸透度を把握し、周知・啓発、研修の実施方法や内容の見直しを行っている事例

### 1 公安調査庁

平成 19 年度に、職員の国家公務員倫理規程についての理解・認識の把握と再点検等を目的として、全職員を対象に 14 問からなる国家公務員の倫理に関するアンケートを実施している。アンケートの主な内容は、①国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の認知度、②国家公務員倫理教本や公安調査庁が独自に作成した国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に関する Q & A に目を通したことがあるか、③国家公務員倫理週間の認知度、④贈与等報告書の提出対象者の範囲及び提出が必要となるケースの認知度、⑤株取引等報告書や所得等報告書の提出対象者の範囲及び提出時期の認知度、などとなっている。アンケート結果は、本庁総務部で取りまとめ、その後の研修の講義内容に反映させている。

### 2 農林水産省・林野庁・水産庁

平成 18 年度以降、毎年、農林水産省職員倫理啓発週間及び国家公務員倫理週間において、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程の理解度を確認するため、全職員を対象に独自に作成した 15 問からなる倫理に係る自己点検（セルフチェックシート）を実施している。セルフチェックシートの主な内容は、国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程に定める各種手続の必要性や特定の行為が国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程違反に該当するか否かなどを○×形式で問うものであり、実施結果については、各局庁を通じて本省秘書課で回収し、後日局庁ごとの回収率及び各設問の正解率等を取りまとめ、各局庁庶務担当に配布しているほか、意識が不足している事項がある場合には、研修の講義内容に反映させるなどしている。

### 3 防衛省

平成 19 年度に、隊員の職務に係る倫理の保持に関する意識の高揚を図るため、全隊員を対象に実施した自衛隊員倫理ビデオによる教育の一環として、無作為に抽出した隊員約 2,000 人を対象に 17 問からなる自衛隊員倫理に関する意見調査を実施している。調査の主な内容は、①自衛隊員倫理ビデオによる教育の感想、②所属する職場の倫理意識の程度、③過去 1 年間において、今回の教育以外に倫理に関する教育を受けた回数、④③が 0 回の場合には最後に教育を受けた時期、⑤自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程の認知度、⑥自衛隊員倫理週間の認知度、⑦自衛隊員倫理教本をどの程度読んだか、⑧自衛隊員倫理法・自衛隊員倫理規程違反を防止するために有効な施策、などとなっている。調査結果は本省人事教育局で取りまとめ、その後の周知・啓発、研修の改善に活用している。

(注) 当省の調査結果による。

表 2-1-⑥ 倫理法・倫理規程における贈与等報告書に係る規定

○ 国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号） <抜粋>

（贈与等の報告）

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一～四（略）

- 2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るもの）に限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第九条 （略）

- 2 何人も、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二（略）

○ 国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号） <抜粋>

（報告書等の送付期限）

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

（贈与等報告書の閲覧）

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、各省各庁の長等（法第六条第一項に規定する各省各庁の長等をいう。以下同じ。）又は法第九条第二項の規定によりその委任を受けた者が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、国家公務員倫理審査会

の同意を得て、各省各庁の長等が定めるものとする。

- 4 法第九条第二項ただし書の規定による国家公務員倫理審査会の認定の申請は、各省各庁の長等又は同項の規定によりその委任を受けた者が、書面でこれをしなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 各省各庁の長等は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三・四 (略)

#### ○ 自衛隊員倫理法（平成 11 年法律第 130 号） <抜粋>

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

- 2 防衛大臣は、前項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写しを自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 (略)

- 2 何人も、防衛大臣に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、防衛大臣が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二 (略)

#### ○ 自衛隊員倫理規程（平成 12 年政令第 173 号） <抜粋>

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書（法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣が定めるものとする。

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三～五 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑦ 贈与等報告書の提出状況

府省名	本府省等における提出を的確に行わせるための取組		提出遅延件数（注2）				遅延の主な理由
	提出時期ごとに注意喚起	その他	合計	平成16年度	17年度	18年度	
内閣府	●		15	3	7	5	①失念 ②提出時期を年度単位などと誤解 ③平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足（注3）
宮内庁	●		1	0	1	0	失念（所得等報告書の雑所得の内容を確認したところ、贈与等報告書の提出対象となる事案が発覚したもの）
公正取引委員会	●	職員が寄稿することが多い月刊誌の執筆者をチェックし、報告書の提出が遅い者に対して電子メールで注意喚起	3	1	2	0	失念
国家公安委員会（警察庁）	●	所管する公益法人で開催された立食パーティーに多数の職員が参加している可能性があれば、開催者から出席者リストをもらって、贈与等報告書の提出漏れのある職員がいないかどうか確認	7	0	4	3	失念（原稿料等の振り込みの有無の確認不足）
金融庁	●		0	0	0	0	—
総務省	●		2	0	1	1	①失念 ②事務担当者の失念
公営等調整委員会	●		4	0	0	4	失念
消防庁	●		0	0	0	0	—
法務省	●		78	23	27	28	①失念（所得等報告書の雑所得の内容を確認したところ、贈与等報告書の提出対象となる事案が発覚した事案あり） ②事務担当者の失念
公安審査委員会	●		0	0	0	0	—
公安調査庁	●		1	1	0	0	事務担当者の失念
外務省	●	①毎月省内・在外LAN掲示板等において提出を周知 ②多数の職員が出席した立食パーティーについて、贈与等報告書の提出漏れのある職員がいないか確認	62	9	42	11	制度についての理解不足等（印税等について贈与等報告が必要でないと誤解した事案など）
財務省	●		2	0	2	0	失念等
国税庁	●		1	0	0	1	事務担当者の失念
文部科学省	●		5	0	1	4	①失念 ②平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足
文化庁	●		0	0	0	0	—
厚生労働省	●		10	4	1	5	①失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など） ②平成17年の国家公務員倫理規程の改正についての理解不足 ③印税については贈与等報告が必要ないと誤解
中央労働委員会	●		0	0	0	0	—
社会保険庁	●		0	0	0	0	—
農林水産省	●		4	0	0	4	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など）
林野庁	●		0	0	0	0	—
水産庁	●	贈与等を受けたらすぐに報告書を提出するよう周知	1	1	0	0	失念
経済産業省			11	3	8	0	失念（事業者等から無償で飲食の提供を受けたが、当該飲食に係る価額について、事後の確認が不足していたもの）
資源エネルギー庁	●		7	3	4	0	
特許庁			1	0	0	1	失念
中小企業庁			0	0	0	0	—
国土交通省	●		8	0	4	4	①失念（著述料の振り込みの有無の確認不足など） ②事務担当者の失念
船員労働委員会	●		0	0	0	0	—
気象庁	●	平成19年第3四半期以前は倫理管理官に提出の周知を委任していたが、提出遅延の事案が発生したことを受けて、①四半期ごとの電子メールによる周知、②贈与等を受けたらすぐに報告書を提出するように規程を改正	0	0	0	0	—
海上保安庁	●		1	1	0	0	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足）
海難審判庁	×		0	0	0	0	—
環境省	●		1	0	0	1	失念（著述料の振り込みの有無の確認不足）
防衛省	●		6	5	1	0	失念（討論会への出席に伴う報酬の振り込みの有無の確認不足など）
合計			231	54	105	72	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 提出遅延件数は贈与等を受けた年度をベースで記載（本来平成17年4月1日～14日に提出すべきであった贈与等報告書については、平成16年度分の件数として集計）。

3 平成17年の国家公務員倫理規程の改正により、利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた監修料等については、職員が行うものであることを明らかにしない場合であっても贈与等報告の対象となることとされた。

表2-1)-⑧ 贈与等報告書の閲覧体制の整備状況等

府省名	閲覧に係る規程等	贈与等報告書の閲覧可能な機関		閲覧実績 (平成16年 度～18年 度) (注3)	閲覧窓口等の ホームページ での周知状況 (注4)	備考
		本府省等 (対応部署等)	その他 (地方支分部局等：注2)			
内閣府	内閣府本府における贈与等報告書の閲覧手続等について（平成13年1月6日内閣総理大臣決定）	大臣官房人事課	×	0	×	
宮内庁	宮内庁贈与等報告書閲覧手続等要領（平成12年9月11日宮内秘発第1231号）	長官官房秘書課	×	2	●	
公正取引委員会	国家公務員倫理法第6条第1項の贈与等報告書の閲覧に関する実施要領（平成12年9月1日人事課長通知）	官房人事課	×	0	×	
国家公安委員会 (警察庁)	①警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する規程（平12.9.7警庁訓7） ②地方警察官に係る贈与等報告書の閲覧に関する規程（平成17年3月31日国家公安委員会決定）	長官官房総務課	×	0	●	
金融庁	金融庁の贈与等報告書閲覧手続等について（平成13年1月6日金融庁長官決定）	総務企画局総務課	—	0	×	
総務省	贈与等報告書閲覧要領（平成13年1月16日総務省訓令第104号）	大臣官房秘書課	×	1	×	
公害等調整委員会	公害等調整委員会における贈与等報告書の閲覧手続等に関する規程（平成12年9月4日公害等調整委員会委員長決定）	事務局総務課	—	0	×	
消防庁	消防庁における贈与等報告書の閲覧に関する事務処理要綱（平成12年9月6日消防庁長官決定）	総務課	—	0	×	
法務省	贈与等報告書の閲覧手続等に関する訓令（平成12年8月25日法務省人服訓第1859号）	大臣官房人事課	本省所管各庁においては、委任を受けた者が指定する場所において閲覧可能。（最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、法務局、地方法務局、矯正管区等の各本庁）	0	●	各庁においては、当該庁に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
公安審査委員会	贈与等報告書の閲覧手続等に関する訓令（平成12年8月28日公安審査委員会訓令第1号）	事務局	—	0	×	ホームページを設けていない
公安調査庁	(名称なし：注5)	総務部人事課	×	1	●	
外務省	贈与等報告書の閲覧に関する規則	情報公開室閲覧室	—	1	●	
財務省	贈与等報告書の閲覧のための体制整備について（平成12年9月13日(蔵)秘第417号）	大臣官房秘書課	各財務局及び福岡財務支局 各税関及び沖縄地区税関	3	×	地方支分部局にあっては当該地方支分部局において保存するもののみ閲覧可能
国税庁	国家公務員倫理法及び同倫理規程の取扱いについて（平成12年3月27日官人4-16）	長官官房人事課	各国税局、沖縄国税事務所 税務署 税務大学校本校 国税不服審判所（本部・支部）	0	×	地方支分部局等にあっては当該地方支分部局等において保存するもののみ閲覧可能
文部科学省	文部科学省本省の職員に係る贈与等報告書の閲覧について（平成13年1月16日文部科学大臣決定）	大臣官房総務課広報室 大臣官房人事課	×	3	×	
文化庁	文化庁本庁の職員に係る贈与等報告書の閲覧について（平成12年8月14日文化庁長官決定）	文部科学省大臣官房総務課広報室 文化庁長官官房政策課	—	0	×	
厚生労働省	規程なし	大臣官房人事課	×	5	×	実態上、閲覧については官房人事課で対応
中央労働委員会	中央労働委員会事務局贈与等報告書閲覧要領	事務局総務課	×	0	×	
社会保険庁	規程なし	総務部職員課	×	1	×	実態上、閲覧については職員課で対応
農林水産省	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月29日12秘第105号）	大臣官房秘書課 各局総務課等	各植物防疫所、動物検疫所、各農政局等	2		各局・地方支分部局等においては当該局・地方支分部局等に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
林野庁	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月31日12林野政人第52号）	林政部林政課	森林技術総合研修所 各森林管理局	0	●	各地方支分部局等においては当該地方支分部局等に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
水産庁	職員の職務に係る倫理の保持について（平成12年3月30日12水人第559号）	漁政部漁政課	各漁業調整事務所	1		各地方支分部局においては当該地方支分部局に所属する職員の贈与等報告書の閲覧が可能
経済産業省	贈与等報告書の閲覧体制の整備に関する訓令（平成12年9月12日12秘発第547号）	情報公開窓口	×	— (注6)	×	
中小企業庁	贈与等報告書の閲覧体制の整備に関する訓令（平成12年8月11日12特総第1375号）	総務部秘書課情報公開推進室	—		●	
国土交通省	贈与等報告書の閲覧に関する事項（平成13年1月16日国官人第130号）	大臣官房人事課	×	4	×	
船員労働委員会	贈与等報告書の閲覧について	船員中央労働委員会事務局	×	0	×	
気象庁	贈与等報告書の閲覧について（平成12年9月5日気人第1309号）	総務部人事課	×	1	×	
海上保安庁	贈与等報告書の閲覧について（平成12年9月7日保総人第655号）	総務部人事課	×	0	×	
海難審判庁	規程なし	高等海難審判庁総務課	×	0	×	実態上、閲覧については総務課で対応
環境省	環境省贈与等報告書閲覧手続等要領（平成13年1月16日環境大臣決定）	大臣官房秘書課	×	0	●	
防衛省	防衛庁本庁及び防衛施設庁における自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）第6条第1項に規定する贈与等報告書の閲覧要領（12.9.11防人1第5525号）	人事教育局服務管理官	×	0	●	
合計				25		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 主に地方支分部局における閲覧の可否を調査した結果であり、「—」と記載の機関は地方支分部局又はこれに準ずる組織体を有していない機関。

3 本府省等における閲覧実績であり、地方支分部局等における閲覧実績は含まれていない。

4 「閲覧窓口等のホームページでの周知状況」は、平成20年12月1日現在における閲覧時間や閲覧場所等の周知状況を調査した結果。

5 閲覧日・時間や閲覧手続等を記載した文書。

6 自由に閲覧できるため、件数を把握していないもの。



表 2-(1)-⑨ 国家公務員倫理審査会から倫理の保持のための通報制度に関して発出された通知

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度の整備について」（平成 17 年 3 月 31 日付け倫参-22 国家公務員倫理審査会会長通知）＜抜粋＞

（略）

なお、下記事項は当該制度の整備に当たっての基本的な留意点を示すものであり、当該制度の具体化に当たっては、その趣旨を損なわない限り各府省等の実情等に応じて、段階的な整備、他の通報制度（各府省等が独自に設けている法令遵守に関する通報制度、「職員からの通報の処理に関するガイドライン」に基づく通報制度等）との一体化も差し支えないことを申し添えます。

記

1 基本的考え方

- （1）通報者の匿名性の確保と情報管理を徹底するとともに、通報したことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう配慮し、職員が安心して通報できる制度とする。
- （2）通報者に対して、多様な通報手段・方法を認めるとともに、可能な限り通報の結果を伝達する。
- （3）倫理監督官は、通報の受理及び処理を自らの責任において適正に行うとともに、職員に対して通報窓口の周知を図る。

2 留意事項

- （1）通報窓口の設置
  - ・本府省又は本部組織（以下「本府省等」という。）に通報窓口を設置すること。
  - ・本府省等のほかに地方機関等に通報窓口を設置しても差し支えないこと。ただし、この場合であっても、本府省等への通報を可能とすること。
- （2）通報者の範囲
  - ・所属職員（非常勤職員を含む。）とすること。ただし、所属職員以外の通報者からの通報を受理しても差し支えないこと。
- （3）通報対象
  - ・国家公務員倫理法若しくは国家公務員倫理規程その他の同法に基づく命令（同法第 5 条第 3 項の規定に基づく訓令並びに同条第 4 項及び第 6 項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為（以下「違反行為」という。）又はその疑いのある事実とすること。
- （4）通報の手段・方法
  - ・面談のほか、郵便、電話、ファクシミリ、電子メールなど多様な手段・方法を認めること。
  - ・匿名による通報を認めること。
- （5）通報の受理及び処理
  - ・通報の受理は倫理監督官の指名する特定の者が行い、通報の処理は倫理監督官の指名する者が倫理監督官の指示に従い行うこと。また、より通報しやすい環境を確保するため、各府省等の実情等に応じ、外部の弁護士の活用、独立した専門の組織・体制の整備等について

でも検討すること。

- ・通報内容、処理結果は倫理監督官に必ず報告させるようにすること。
- ・通報受理者及び通報処理者に秘密の保持を厳守させるようにすること。
- ・通報者名及び通報者と特定できるような事項は倫理監督官及び通報受理者以外に明かさ  
ないこと。ただし、通報者名等を通報処理者に明らかにした方が、処理が適切に行える場  
合（例えば、通報者が判明しないように事実確認の方法を工夫する必要がある場合等）に  
は、通報者本人の同意を得た上で、通報者名等を通報処理者に明かすことができること。
- ・通報内容が当該通報処理者自身に関係する場合は、当該通報の処理に関与させないように  
すること。
- ・通報を受理したときは、その旨を通報者に伝達し、遅滞なく事実確認を開始すること。（匿  
名の者及び伝達を希望しない者は除く。以下、伝達に関して同じ。）
- ・通報者が通報の処理状況の確認を求めた場合には、通報の適切な処理に支障を生じない範  
囲内において、中途段階での処理状況について回答すること。
- ・事実確認の結果、違反行為の事実がないことが判明した場合には、その旨を通報者に伝達  
すること。
- ・事実確認の結果、違反行為の疑いがあると思料する場合には、速やかにその旨を国家公務  
員倫理審査会事務局に連絡し、国家公務員倫理法等に定める手続に従い、必要な措置を講  
ずるとともに、処理の結果を通報者に伝達すること。

（以下略）

○ 「職員の職務に係る倫理の保持のための通報制度に係る今後の対応について」（平成 18 年 7 月  
21 日付け倫参－34 国家公務員倫理審査会事務局長通知）＜抜粋＞

（略）

つきましては、貴府省等における同制度の整備状況を再度点検し、下記の事項について、貴府  
省等の実情や同制度の今後の運用状況を踏まえ、格段の御配慮をいただきますようお願いしま  
す。

記

- 1 通報手段・方法については、電子メール、郵便又はファクシミリに限定せず、電話、面談等  
多様な手段・方法を認めること。
- 2 匿名による通報も受け付けることとし、提供された情報の範囲で可能な対応をすること。
- 3 通報内容、処理結果を倫理監督官に必ず報告させること。

表 2-(1)-⑩ 倫理の保持のための内部通報制度の整備状況

(件)

府省名	関係規程	窓口担当部署等 (内部窓口)	公益通報窓口との一体化 (注2)	規程上の通報手段						匿名による通報の取扱いに係る規定 (注3)	倫理監督官への報告に係る規定		倫理に係る通報受付実績等 (注4)						
				面談	郵便	電話	FAX	電子メール	その他		通報内容	処理結果	平成16年度	17年度	18年度	合計	うち匿名通報の件数	うち処分件数	
内閣府	①法令遵守対応室の設置等に関する訓令(平成16年2月12日内閣府訓令第2号) ②法令遵守情報受付等事務要領	法令遵守対応室(コンプライアンス室) (弁護士及び大臣官房総務課)	●		●		●	●			×	×	0	0	0	—	—	—	
官内庁	①官内庁における公益通報の適切な処理に関する内規(平成18年3月31日長官決裁) ②官内庁公益通報処理要領(平成18年3月31日秘書課長決裁)	長官官房秘書課	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、「通報内容整理票」の受付手段欄に電話・FAX・郵便・電子メール・面談と記載)						△	×	●	0	0	0	0	—	—	
公正取引委員会	①法令遵守対応室の設置等に関する規程(平成18年事務総長通達第2号) ②法令遵守対応室運営要綱(平成18年4月1日法令遵守対応室長決定)	法令遵守対応室 (官房人事課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	0	0	0	0	—	—	
国家公安委員会 (警察庁)	警察庁内部通報処理要綱(平成18年3月31日長官官房長通達)	長官官房人事課	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、通知において電話・電子メール・口頭・書面による通報が認められている旨の記載)						×	国家公安委員会に報告		0	0	0	0	—	—	
金融庁	①金融庁法令等遵守調査室の設置に関する訓令(平成18年3月31日金融庁訓令第9号) ②金融庁の法令等遵守の推進に関する規則(平成18年3月31日金融庁訓令第11号)	法令等遵守調査室 (弁護士及び総務企画局総務課等)	●		●		●	●			×	×	●	0	0	0	0	—	—
総務省 公害等調整委員会 消防庁	①法令等遵守調査室設置規程(平成18年4月27日総務省訓令第24号) ②総務省職員等からの通報等の処理等に関する訓令(平成18年3月30日総務省訓令第14号)	法令等遵守調査室 (弁護士及び官房秘書課等)	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、法令等遵守調査室ホームページにおいて書面・FAX及び電子メールにより受け付けると記載)						×	×	×	0	0	0	倫理に係る通報に限定した件数集計は行っていない	—	—	
法務省	法務本省公益通報事務処理要領(平成18年3月31日法務省秘総第379号)	法務省大臣官房人事課	●		●		△ (注5)	●	●		×	×	×	0	0	0	0	—	—
公安審査委員会	—	—	—										0	0	0	0	—	—	
公安調査庁	①苦情相談室設置要領について(平成13年2月28日公調人発第166号) ②苦情相談事務の推進について(平成13年2月28日公調人発第167号)	苦情相談室(首席監察官及び任命された相談員等)	×	通報手段に係る規定はなし						●	×	×	0	0	0	0	—	—	
外務省	公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱(内部の職員からの通報)	大臣官房監察査察室	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、職員への周知文書において書面又は電子メールによる情報提供が認められている旨の記載)						×	×	×	倫理に係る通報に限定した件数は未把握			—	—	—	
財務省	①財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則(平成18年4月3日財務省訓令第15号) ②財務省監察官規則(平成13年1月6日財務省訓令第4号)	大臣官房秘書課首席監察官 財務局監察官(又は首席財務局監察官) 税関監察官(又は首席税関監察官)	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、通報窓口一覧に住所及び電話番号等を記載)						△		●	0	0	0	0	—	—	
国税庁	公益通報関係事務取扱要領(内部の職員等からの通報編)(平成18年3月17日官人4-13)	国税庁長官官房人事課服務第一係・服務第二係 各国税局人事第二課服務係等 税務大学校総務課総務係 国税不服審判所管理室総務係	●	通報手段に係る規定はなし (ただし、「公益通報受付整理票」の通報方法欄に面談・電話・投書・電子メール・その他と記載)						●	×	×	0	0	0	0	—	—	
文部科学省	①文部科学省内部公益通報処理要綱(平成18年3月16日文部科学大臣決定) ②文部科学省内部公益通報処理要領(平成18年3月16日人事課長決定)	大臣官房人事課	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	0	0	0	0	—	—	
文化庁	—	—	—										0	0	0	0	—	—	
厚生労働省	①厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令(平成18年3月31日厚生労働省訓令第9号) ②厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令の運用等について(平成18年3月31日人発0331021号)	大臣官房人事課(職員第1係) 地方支分部局法令遵守室 (大臣官房地方課)	●		●		●	●			●	×	×	未把握		0	—	—	
中央労働委員会	—	—	—										0	0	0	0	—	—	
社会保険庁	①社会保険庁法令遵守委員会設置規程(平成16年10月1日社会保険庁訓令第15号) ②社会保険庁法令遵守委員会運営要領	法令遵守委員会事務局 (総務部総務課)	●		●		●			●	×	×	倫理に係る通報に限定した件数は未把握			—	—	—	
農林水産省 林野庁 水産庁	職員の苦情相談窓口及び相談員の設置について(平成11年3月16日11秘第100号)	農林水産省大臣官房秘書課等及び指名された相談員	×	●	●	●					×	×	×	0	0	0	0	—	—
																		(左記を例示しており、通報手段を限定する規定なし)	

府省名	関係規程	窓口担当部署等 (内部窓口)	公益通報窓口との一体化 (注2)	規程上の通報手段						匿名による通報の取扱いに係る規定 (注3)	倫理監督官への報告に係る規定		倫理に係る通報受付実績等 (注4)					
				面談	郵便	電話	FAX	電子メール	その他		通報内容	処理結果	平成16年度	17年度	18年度	合計	うち匿名通報の件数	
																	うち匿名通報の件数	うち処分件数
経済産業省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	①経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令(平成18・03・22秘第1号) ②監察業務等について	経済産業省大臣官房監察室	●	●	●	●	●	●	●	×	▲ (注6)	監察本部員への報告	未把握	3	0	3	2	0
国土交通省	国土交通省の公益通報に係る事務処理要領(平成18年4月1日国総政第1-2号)	大臣官房監察官室等	●	●	●	●	●	●	●	●	×	×	0	0	0	0	—	—
船員労働委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
気象庁	気象庁職員公益通報処理要領(平成18年3月31日気総第417号の2)	気象庁総務部人事課	●	●	●	●	●	●	●	×	×	「気象庁」が調査結果に基づく措置をとる旨の規定	0	0	1	1	1	1
海上保安庁	海上保安庁職員等公益通報処理要領(平成18年3月29日保監第38号)	海上保安庁監察官、海上保安大学校事務局長、海上保安学校事務部長、管区監察官等	●	通報手段に係る規定はなし						×	×	×	0	0	1	1	1	1
海難審判庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領(平成18年8月30日秘書課長決定)	大臣官房秘書課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×	0	0	0	0	—	—
防衛省(注7)	防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令(平成18年3月29日防衛庁訓令第49号)	防衛省大臣官房文書課、各機関等の総務課	●	●	●	●	●	●	●	×	×	防衛大臣に報告	0	0	0	0	—	—
合計													0	3	2	5	4	2

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 公益通報者保護法に基づく内部通報も受け付ける内部通報窓口を設置している機関を含む。  
3 「匿名による通報の取扱いに係る規定」欄の「△」は、通報として受理しない旨の規定となっているもの。  
4 経済産業省、気象庁及び海上保安庁については、匿名の通報であるため内部通報に該当するか不明のものを含めた実績。  
5 平成18年3月31日付け事務連絡「法務省における公益通報の運用の考え方について」において、電話による通報は準公益通報等として扱うこととしている。  
6 緊急重大案件その他の社会的影響の大きいと思考される案件について報告する旨の規定。  
7 防衛省は、平成19年9月から公益通報窓口において倫理法等に係る通報の受付を開始。それ以前は、懲戒権者へ申立てすることとされていたもの。  
8 本表の網掛けの箇所を今回の報告対象とした。

表2-(1)-⑪ 匿名による通報の取扱いに係る規定

府省名	関係規程	規定の内容
内閣府（注3）	法令遵守情報受付等事務要領	1 受付の要件 (2) 情報提供者の氏名及び住所の明記（略） ただし、匿名による通報であっても、内閣府本府職員の法令遵守情報に該当するもの、又は今後該当することが想定されるものについては未確認ファイルに編綴し、適切な管理に努める。
宮内庁	宮内庁公益通報処理要領（平成18年3月31日秘書課長決裁）	第5条 3 窓口担当者は、提供された情報が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを通報として受け付けてはならない。 二 職員からの情報提供であって、当該職員が氏名を明らかにしない場合
公正取引委員会	法令遵守対応室運営要綱（平成18年4月1日法令遵守対応室長決定）	4 通報・相談 (2) 通報者は、氏名、所属及び役職並びに連絡先を明らかにするとともに、通報に係る事実について、行為者の氏名、所属及び役職並びに行為の事実等をできるだけ明らかにして行うものとする。ただし、 <u>通報は匿名で行うことができるものとする。</u>
公安調査庁	苦情相談事務の推進について（平成13年2月28日公調人発第167号）	○投書 ・匿名の投書についても、必要に応じて対応するものとする。
財務省	財務省に対する内部の職員等からの職務上の法令違反に関する通報に対する事務手続規則（平成18年4月3日財務省訓令第15号）	第3条 2 (略) なお、次の各号に掲げるものについては、 <u>受理しないものとする。</u> (3) 匿名で行われたもの
国税庁	公益通報関係事務取扱要領（内部の職員等からの通報編）（平成18年3月17日官人4-13）	第3 公益通報・相談の処理 3 (4) 公益通報の受付に当たっての留意点 イ (略) なお、公益通報の要件を明らかに満たしていない通報とは、(略) ②匿名で行われた通報、(略) をいう。 ロ 上記イにより公益通報として受け付けないこととした通報については、 <u>内容に応じて情報提供として取り扱う。</u> なお、受付相談窓口は、当該情報提供として受け付けた情報について、必要に応じて、適宜の様式に必要事項を記載し、当該情報に係る事務を所掌する課（室）(略) に連絡する。
文部科学省	文部科学省内部公益通報処理要領（平成18年3月16日人事課長決定）	第1 通報の方法等 (2) (略) 通報は、通報する者が、氏名、所属及び連絡先を明記して行わなければならない。なお、 <u>氏名を明記しない場合であって通報対象事実があると信ずるに足りる相当な根拠を示して行われるものについては、通報に準じて調査の実施や調査結果に基づく措置等を講じるものとする。</u>
厚生労働省 中央労働委員会	厚生労働省における内部の職員等からの法令違反行為に関する通報に対する事務手続に関する訓令（平成18年3月31日厚生労働省訓令第9号）	第7条 2 次の各号のいずれかに該当する通報は、 <u>受理せず情報提供として受け付けるものとする。</u> 一 この訓令に定められた要件を満たさない通報（匿名の通報その他通報者を特定することができない通報を含む。）
社会保険庁	社会保険庁法令遵守委員会運営要領	8. 匿名による通報 (1) 事務局は、社会保険庁法令遵守委員会設置規程第4条第2項に基づく通報者名を明記した通報のほか、 <u>匿名による通報についても、(略) 受け付けることができる。</u>
国土交通省	国土交通省の公益通報に係る事務処理要領（平成18年4月1日国総政第1-2号）	V. 通報の処理（受理・不受理の判断、通知等） 1. 公益通報窓口が受け付けた情報が、 <u>通報者が氏名を明らかにしないとき(略) など、形式上公益通報の要件を満たさない情報であった場合は、行政相談等として処理することとし、公益通報窓口は当該情報に係る担当課を特定した上で、通報者に対し不受理の理由、行政相談等として取り扱うこと等を、遅滞なく通知する。</u>
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領（平成18年8月30日秘書課長決定）	第12条 匿名の通報及び相談があった場合は、これを受け付けることができるものとする。（以下略）

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 下線は、匿名による通報に係る部分について、当省が付した。  
3 当該要領のほか、職員への周知パンフレットにおいて、匿名による通報であっても当該情報を基に、適正な業務が行われるよう改善に努める旨記載。

表2-(1)-⑪ 匿名による通報の取扱いに係る事務連絡

府省名	事務連絡の名称	記載内容
法務省	法務省における公益通報の運用の考え方について（平成18年3月31日付け事務連絡）	4 大臣官房人事課窓口で受ける通報は、原則として、通報書（甲又は乙）の提出を受けることとしています（本要領1(4)）。その趣旨は、 <u>通報者の氏名・連絡先・通報内容を明確にするためです。氏名又は連絡先がないものは、公益通報としても準公益通報としても扱いません。</u>

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 下線は、匿名による通報に係る部分について、当省が付した。  
3 その他、海上保安庁では匿名による通報の処理体制について、チャート図を作成している。

表 2-1-12 倫理監督官等への報告に係る規定

府省等	関係規程	規定の内容
宮内庁	宮内庁における公益通報の適切な処理に関する内規(平成18年3月31日長官決裁)	第4条 長官官房秘書課長(略)は、通報等に関する調査を行う必要があると認めるときは、宮内庁次長(略)の指示の下に、(略)、調査を行い、その結果を速やかに次長に報告するものとする。
公正取引委員会	法令遵守対応室運営要綱(平成18年4月1日法令遵守対応室長決定)	5 通報の受理及び調査 (1) 室長は、受け付けた通報について、別紙様式1により、事務総長に報告する。 7 調査結果に基づく是正措置等 (1) 室長は、 <u>調査結果(略)を事務総長に、別紙様式2により、報告するものとする。</u>
国家公安委員会(警察庁)	警察庁内部通報処理要綱(平成18年3月31日長官官房長通達)	第5条 国家公安委員会への報告 人事課は、 <u>内部通報に該当する通報、調査結果及び是正措置等の内容を国家公安委員会に遅滞なく報告する。</u>
金融庁	金融庁の法令等遵守の推進に関する規則(平成18年3月31日金融庁訓令第11号)	第5条 法令等遵守調査室(以下「調査室」という。)は、金融担当大臣又は金融庁長官(以下「大臣等」という。)の指示を受けて、金融庁の法令等遵守に関し、法律の専門家である室員による独立した調査を行う。 第7条 調査室は、第5条の規定による調査を行ったときは、その結果をとりまとめ、大臣等に報告する。
財務省	財務省監察官規則(平成13年1月6日財務省訓令第4号)	第7条 監察官は、 <u>監察の結果を大臣官房秘書課長、大臣官房長及び倫理監督官に報告するとともに、職員の非行事件に関し必要な行政上の措置等について、財務大臣に意見を述べる。</u>
経済産業省	経済産業省における内部の職員等からの公益通報の処理手続に関する訓令(平成18・03・22秘第1号)	第7条 6 首席監察官は、 <u>緊急重要案件その他の社会的影響の大きいと史料される案件(略)については、通報を受けた後速やかに、監察本部員(注3)(略)へ報告するものとする。</u>
資源エネルギー庁		
特許庁		
中小企業庁	監察業務等について	1. 首席監察官の業務は以下のとおりとする。 (3) 次の各号に掲げる事項の監察の実施 ii 職員の服務義務違反等の事案 (4) 前項の <u>監察結果の監察本部員への報告</u>
環境省	環境省職員等からの通報等の処理要領(平成18年8月30日秘書課長決定)	第6条 通報の内容が国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する法令違反行為であると認められる場合は、大臣官房秘書課長は遅滞なく <u>倫理監督官に報告するとともに、国家公務員倫理法の規定に基づき必要な処理を行わなければならない。</u>
防衛省	防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令(平成18年3月29日防衛庁訓令第49号)	第14条 機関等公益通報責任者は、調査が終了したときは、 <u>調査の結果を直ちに防衛大臣に報告するとともに、防衛省公益通報管理者に通知するものとする。</u>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、倫理監督官等への報告に係る部分について、当省が付した。

3 「監察本部員」とは、経済産業大臣、経済産業省事務次官、各外局の長官等を指す。